

65歳の方必見！ 成人用肺炎球菌ワクチン接種

肺炎球菌感染症が重症化すると、気管支炎、肺炎などの重い合併症を起こすこともあり、ワクチン接種により、重症化をおさえる一定の効果があります。接種を希望される方は、**66歳の誕生日の前日までに受けてください。**

【接種対象者】

- ①令和6年度に65歳になる方
- ②接種日時点で60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器などの機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方
※身体障害者手帳(1級相当)をお持ちでない方は、医師の意見書が必要です。

【接種期間】

65歳の誕生日から66歳の誕生日の前日まで

【接種方法】

下記の医療機関で1回受けてください。

【接種費用】

自己負担金 2,500円
(ただし、住民税非課税世帯の方は1,500円、生活保護受給中の方は免除)

住民税非課税世帯の方、生活保護受給中の方は、医療機関あての免除証明書などを発行します。接種される前に、必ず福祉保健課保健担当に申請ください。

【持ち物】

健康保険証、マイナ保険証などの住所・生年月日を確認できるもの、自己負担金、予診票(※)

※65歳になる方には、誕生日の翌月に予診票、説明書類を郵送します。予防接種を受ける前に、必ず予防接種の説明文をよくお読みください。

予防接種町内医療機関

| 医療機関 | 住所 | 電話 | 接種日 | 受付時間 | 予約の有無 |
|----------------|-----------|---------------|-----------------------|-------------|---|
| あいさか小児科 | 松尾二丁目88-7 | ☎0748-53-8139 | 月～土 | 日によって異なります | 要 |
| 朝日医院 | 大窪1010-1 | ☎0748-52-0057 | 月～土 | 8:30～11:00 | 不要 |
| | | | 月・火・水・金 | 18:00～19:00 | |
| 岡診療所 | 河原一丁目10 | ☎0748-53-1155 | 月・火・水・金・土 | 9:00～12:00 | 不要 (予診票を記載のうえ、午前診11:50まで、午後診18:20までにご来院ください) |
| | | | 月～金 | 16:30～18:30 | |
| 鎌掛診療所 | 鎌掛2292 | ☎0748-52-0615 | 月・水・土 | 14:00～16:00 | 要 |
| 河村医院 | 内池372 | ☎0748-52-0072 | 月～土 (第1月曜、第3水曜を除く) | 8:30～11:30 | 要 |
| しもいけメディカルクリニック | 松尾5丁目59-3 | ☎0748-53-2324 | 予約時に調整 | 予約時に調整 | 要 |
| どひ整形外科クリニック | 松尾3丁目1-1 | ☎0748-52-8880 | 月・火・水・金・土 | 9:00～11:30 | 要 |
| | | | 月・火・水・金 | 16:00～19:00 | |
| よこた眼科クリニック | 松尾1189 | ☎0748-52-1341 | 月・火・木・金・土 | 8:00～11:30 | 要 受付窓口にて予約(電話不可) |
| 日野記念病院 | 上野田200-1 | ☎0748-53-1224 | 予約時に調整 | 予約時に調整 | 1週間前までに予約必要 予約受付(月～金) 9:00～16:00 予約受付(土) 9:00～12:00 |

県内他市町の医療機関で接種を希望される場合は、事前に福祉保健課保健担当にご相談ください。

◆問い合わせ先 福祉保健課 保健担当 ☎0748-52-6574

空き家バンク制度をご利用ください

町内にある空き家の情報を所有者の方に登録していただき、買いたい(借りたい)方に紹介する制度です。大切な家屋や地元自治会の活性化につながります。空き家バンクをぜひご利用ください。

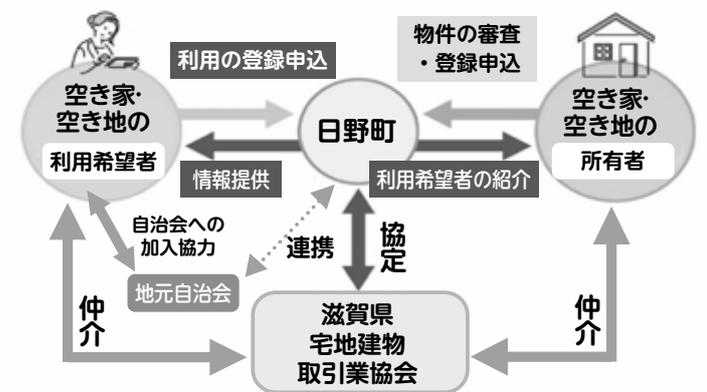
この制度は、町と協定を結んでいる滋賀県宅地建物取引業協会に所属している宅建業者の仲介のもと、安心して交渉や契約等ができる仕組みとなっています。

全国的に空き家は増えており、町においても年々増加しています。老朽化して住めなくなる前に、空き家を所有されている方は「日野町空き家バンク」へお電話をいただくか担当窓口で相談ください。

今までの契約件数
93件
(平成21年～)

現在の登録利用希望者
101名
(令和6年4月時点)

制度の流れ



町ホームページ
空き家バンク

◆問い合わせ先 建設計画課 都市計画担当 ☎0748-52-6567

家屋の取り壊しや用途変更をされた方は届け出をお願いします

家屋の取り壊しについて

家屋の全部または一部を取り壊された方は、家屋取壊届を提出してください。届け出がない場合、翌年も固定資産税が課税される場合があります。家屋を取り壊した年の12月末日までに届け出をお願いします。届出を受理後、現地を確認して実際に建物が滅失されていたら、翌年度からその家屋の固定資産税は課税されません。

家屋の用途変更について

用途変更とは、住宅を店舗や事務所として使用するなど、建築当時の用途から現在使用している用途が変わったことをいいます。用途変更をされた方は家屋用途変更申告書を提出してください。申告いただくと、当該家屋にかかる経年減点補正率を次の評価替え時から修正します。

届け出方法

家屋取壊届・家屋用途変更申告書を税務課固定資産税担当へ提出してください。届け出用紙は税務課窓口での受け取りもしくは町ホームページから印刷することができます。



家屋取壊届



家屋用途変更申告書

◆問い合わせ先 税務課 固定資産税担当 ☎0748-52-6572